

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月28日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 勤務時間等条例第17条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p><u>(13)・(14) 略</u></p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</u></p> <p><u>ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の125以上100分の315以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管</u></p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12)・(13) 略</u></p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</u></p> <p><u>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の127.5以上100分の215以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の151.5以上100分の255以下</u></p>

理職員」という。) にあつては、100分の149以上100分の375以下

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の113.5以上100分の125未満 (特定管理職員にあつては、100分の134.5以上100分の149未満)

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の102 (特定管理職員にあつては、100分の122)

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の93.5以下 (特定管理職員にあつては、100分の112.5以下)

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年香川県条例第61号) 第4条第1項に規定する特定任期付職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下

イ 勤務成績が良好な職員 100分の77.5

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第1号エ又は第2号ウに該当するものとして定めるときには、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

第15条 略

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50超 (特定管理職員にあつては、100分の60超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の50 (特定管理職員にあつては、100分の60)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の50未満 (特定管理職員にあつては、100分の60未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の116以上100分の127.5未満 (特定管理職員にあつては、100分の137以上100分の151.5未満)

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の104.5 (特定管理職員にあつては、100分の124.5)

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の96以下 (特定管理職員にあつては、100分の115以下)

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定めるときには、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.25超 (特定管理職員にあつては、100分の61.25超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の51.25 (特定管理職員にあつては、100分の61.25)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の51.25未満 (特定管理職員にあつては、100分の61.25未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 副教育長	略
略 地域監 <u>サイバー・情報管理局长</u> 高松南警察署長	略
略 小豆総合事務所長 ※教育次長 略 統括参事官 ※参事官 略	略
略 東京事務所副所長 <u>ミュージアム館長</u> 県税事務所長 略 略	略

職	割合
略 副教育長 <u>総室長（デジタル戦略総室長を除く。）</u>	100分の25
略 地域監 高松南警察署長	100分の20
略 小豆総合事務所長 <u>ミュージアム館長</u> ※教育次長 略 統括参事官 <u>政策・国際企画官</u> ※参事官 略	100分の15
略 東京事務所副所長 県税事務所長 略 略	100分の10

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。